

令和7年度第3回犬山市地域福祉推進委員会会議録要旨

1 附属機関の名称

犬山市地域福祉推進委員会

2 開催日時

令和8年2月16日（月） 午後1時30分から午後3時15分まで

3 開催場所

犬山市役所2階205会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 長岩 嘉文、関谷 みのぶ、押谷 重昭、武藤 裕一朗、栗原 正寛、
木村 敏夫、緒方 未輝子、梅村 淳、伊藤 文秋、森岡 万朱衣、
松本 里美
(11名出席、谷 繁祐樹、高木 友徳 欠席)

- (2) 執行機関 山本福祉課長、北川福祉課長補佐、阪下福祉課統括主査、田原福祉課主査、
保険年金課河合

5 議題

1. 開会

2. 協議事項

(1) 評価包含計画中間評価について【資料1】

(2) 中間評価報告書について【資料2】

3. その他

6 傍聴人の数 0人

長岩委員長

1 回目は進捗状況の評価の仕方の確認し、2回目は評価内容の検証を実施した。今回は、中間評価報告書案について協議をお願いします。

会議に先立ち、議事録署名について木村委員、緒方委員を指名します。
それでは、協議及び報告事項（１）包含計画の中間評価について、事務局より説明をお願いします。

事務局

（１）包含計画中間評価について【資料１】

犬山市地域福祉計画の包含計画として、犬山市重層的支援体制整備事業計画、犬山市成年後見制度利用促進基本計画、犬山市再犯防止推進計画があります。また、包含計画ではないですが、連携する計画として、犬山市社会福祉協議会が策定している犬山市地域福祉活動計画があります。

包含計画について、地域福祉計画と同様に中間評価を実施しました。その結果が資料１－１から１－３となっています。

評価方法については、地域福祉計画と同様の方法で実施していますが、公表は行わず、本委員会の意見をフィードバックします。

犬山市重層的支援体制整備事業計画の中間評価結果は、資料１－１のとおりです。評価結果は概ねできており、検証結果は全て現状維持となっています。

計画内容について、包括的相談支援事業のうち、利用者支援事業で一部修正があります。関係機関の箇所数が増加したため箇所数の変更をしています。

犬山市成年後見制度利用促進基本計画の中間評価結果は、資料１－２のとおりです。中核機関の機能の充実について、中核機関の委託について、具体的に検討を開始していることから、評価結果４の上方修正となっています。

犬山市再犯防止推進計画の中間評価結果は、資料１－３のとおりです。すべての項目で概ねできており、現状維持となっています。

長岩委員長

事務局の説明について、何かご質問やご意見はありませんか。

緒方委員

成年後見制度については、親族がいても関わりたくない方も多い。対象者に親族がいても、権利が擁護できるとよい。

長岩委員長

市長申し立ての実情や、潜在的なニーズについて、どのような状況か。

事務局

昨年度の市長申し立ては高齢者関係で１件、障害者関係はありませんでした。高齢者についてはニーズが高まっているように感じています。

長岩委員長

木村委員にお聞きします。障害者関係について、現場はどのような状況ですか。

木村委員

障害者でなく障害児の方で、外国籍の子が増えている。重層の中に「教育」

という部分はないのか。対象児童だけでなく、その保護者への支援も必要。発達障害のことも多く、行政だけでなく学校や教育との連携が必要と感じる。教育分野との連携は、どのようになっているのでしょうか。

事務局

包括的相談支援事業として5つの事業があり、相談をきっかけとし関係機関へ広がっていく。子どものことは、子ども家庭センターが中心となるが、複合化したものは、多機関協働により調整連携していくこととなる。学校には関係機関として、情報共有と役割分担をしていく仕組みとなっています。

長岩委員長

学校や教育の参入については、他市町でも課題になることが多い。社会福祉協議会の状況もご紹介願いたい。

武藤委員

犬山市社会福祉協議会の計画も市と連携して策定しており、6つの施策、12の重点事業については、市と同様の方法で検証した。検証結果から修正した内容としては、社協の人材確保が困難となり「障害者相談支援センター」については撤退。廃止事業となった。コミュニティソーシャルワーカーについても人材不足とニーズの多様化により、方向転換し、相談支援体制の充実とさせていただいた。引き続き、市と連携して社協としての事業を進めていく。

長岩委員長

人材不足により、補充が難しい状況がある。その他、ご意見がなければ、協議事項（2）中間評価報告書について事務局から説明をお願いします。

事務局

中間評価について、地域福祉推進委員会の他、連携会議で検証すると決めており、健康福祉部各課の代表による連携会議を実施しました。

検証会議内では、概ね所管課の評価に意見は生じませんでした。権利擁護の施策については、意見がありました。具体的には、障害者と高齢者で各施策があり記載内容も異なっていますが、権利擁護として行う業務内容はほぼ同じ内容である。大きく、虐待や差別の防止と、成年後見制度の2つがあるが、高齢者の評価は、成年後見制度の一部の市民後見、法人後見の仕組みができていないという評価により2としているが、虐待通報や差別防止は取組んでいることや、成年後見制度の周知等は実施していることから、障害者と同じ「3」概ねできているという評価がよいのではないかという意見がありました。結果、検証会議として「3」の評価に修正となりました。

長岩委員長

連携会議の構成メンバーを教えてください。

事務局	健康福祉部の関する課の課長です。
長岩委員長	<p>わかりました。この修正について、意見はございませんか。 (意見なし)</p> <p>意見はないようですので、続きまして、中間評価報告書について、何かご意見やご意見はございませんか。</p> <p>特に、中間評価報告書6頁(3)今後については、本委員会からの意見となっています。私も加わり素案をつくりましたが、皆さんの意見もお聞きしたいので、よろしくお願いします。</p>
栗原委員	<p>全体的には出来ていても、個別に見るとどうなのか。包括的支援事業でも今の委託体制でよいのか懸念する部分がある。</p> <p>また、高齢者等終身サポート事業についての記載があるが、この事業については、良い面あるが、危険な側面もある。市の記述だと、今後期待して進めていくような印象を受けるが、現場にいる者として、疑問である。</p>
長岩委員長	<p>この記述は、事業を積極的に進めていくという意味ではなく、こうした動きを念頭におく必要があるという記述である。</p> <p>確かに、最初、国は社協に委ねるつもりだったが、受け皿が難しく、多くの民間事業者が参入している。その中には、利益目的の業者もあるため、今後は市のスタンスが問われることになるため、基準を決め、優良な業者をピックアップすることが必要である。</p>
緒方委員	<p>この件については、私どもの病院でも問題意識をもって臨んでいる。大手の事業者でも権利を無視しているような場合もあり、権利擁護につながっていない。とんでもないところもある。現場の状況を吸い上げる機能が必要と感じる。</p>
長岩委員長	<p>本来の意図ではなく、事業所がビジネスチャンスとどんどん参入している。愛知県も状況が把握できていない。市としても動向を注視する必要がある。権利擁護体制の整備に「意思決定支援」を入れるとハードルが高い。実践する現場としては困難な領域となる。高齢者虐待もしかり。現場は人手不足の状況が続いている。評価は市のものではあるが、実際に担っているのは現場であることを認識する必要がある。</p>
押谷委員	<p>人づくりの③地域福祉の担い手の育成と施策にあるが、民生委員の改選が今年度ありましたが、現時点で欠員がある状況。民生委員の仕事についての周知も不足している。このような現状からみると、評価が「概ね良好」というのはいかがなものか。</p>

長岩委員長	所管課による評価がそうでも、すべてが100%出来ているというわけではないとの指摘です。全体として何かありますか。
伊藤委員	先ほどの木村委員の意見を聞いて、教育分野に関する内容が本計画にはないため、今後考える必要があると思う。
梅村委員	ほとんどできているという評価なのは、市の所管課での感覚であり、現場に課題はある。個々の課題について、最終的に評価を良いものにしていくためにも、記載してもいいのではないか。
松本委員	現場サイドの者としては、二人に同感です。 先ほどの例でも「子ども」というくくり、「外国人」というくくり、「母子」というくくりなど、いろいろなくくりがある。 最初の会議で、「教育委員会が入っていない」と質問した。今後は予防的な措置も大切。教育を受けることは基本的な権利、基本的人権である。将来展望が入ると良いと思う。
関谷委員	「教育」がなぜ入ってないのかと思う。児童福祉、母子保健とか行政は分かれているが、支援される側から見ると、決して良いことではない。 行政が分かれているのは仕方がない部分もあるが、横のつながりや連携が計画には見えてこない。横のつながりの重要性について、今後は記述することが必要である。
長岩委員長	行政が縦割りで別れていること自体は仕方がないことだが、その垣根を低くしていくことが重層の理念。例えば、支援会議などの実情なども検証、表現していけたら、分かりやすくなるかもしれないので、一考いただけると良いと思います。 本日の議事については終了したので、事務局にお返しします。
事務局	長岩委員長、議事の進行、ありがとうございました。 皆さまからいただいた意見をもとに、中間報告書を修正し、委員長確認のもと、3月にホームページにて公表させていただきます。委員長一任としてよいでしょうか (意義なし)
事務局	ありがとうございます。 以上を持ちまして、本日の委員会を終了させていただきます。令和7年度の本委員会は本日で終了となります。委員の皆様のご協力により、当初の予定とおり中間評価報告書まで作成することができました。ありがとう

ございました。

来年度は第2次福祉計画策定に向けた市民アンケート調査を予定しております。委員会でもご協議いただく予定ですので、引き続きご協力をお願いいたします。

それでは、交通事故に気をつけてお帰りください。

【委員会終了】

以上

令和7年度第3回犬山市地域福祉推進委員会 次第

日時：令和8年2月16日（月）
午後1時30分から午後3時まで
場所：犬山市役所 2階205会議室

1. 開会

2. 協議及び報告事項

(1) 包含計画中間評価について【資料1】

- ・犬山市重層的支援体制整備事業計画（資料1-1）
- ・犬山市成年後見制度利用促進基本計画（資料1-2）
- ・犬山市再犯防止推進計画（資料1-3）

(2) 中間評価報告書について【資料2】

3. その他

第1次犬山市地域福祉計画に包含されている各種計画 中間評価 作業内容

資料 1

第1次犬山市地域福祉計画（中間評価基準）

① 注意点

- 令和5年4月から令和7年9月までについて、回答してください。
- 担当課は、令和5年度の自己評価を回答した課となっています。
- 本文は「だ・である調」で記載してください。
- 作業が完了したら、「完了確認表」への入力をお願いします。

② 入力について

1. 担当課が異なる場合は、記載されている課を見え消し、「朱書き」で修正してください。
2. 「①評価」には、右記の評価基準を参照の上、1～4の数字を入力してください。
3. 「②検証」には、右記の検証基準を参照の上、1～5の数字を入力してください。
4. 「③検証理由」には、「②検証」に入力した基準の理由を記載してください。
5. 「④内容（修正後）」には、②検証を踏まえ現施策内容に修正がある場合は記載してください。

① 評価基準

評価基準	評価
できている	4
概ねできている	3
あまりできていない	2
できていない	1

② 検証基準

検証基準	検証
事業完了に伴う廃止	5
上方修正による変更	4
現状維持	3
下方修正による変更	2
事業の縮小・廃止	1

③ 記入例

多機関協働事業					検証内容				
事業名	実施機関	事業内容	担当課	評価	令和5年度の実施内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
多機関協働事業	直営（福祉課）	ふくし総合相談窓口を中心とした多機関協働による支援体制の構築、課題の整理、支援機関の役割分担などの調整、支援プランの作成、支援の進捗確認などを実施	福祉課	3	本格実施となる令和6年度に向けて、関係機関への周知を行うため、以下を実施した。 ・連携会議（関係課及び社会福祉協議会が出席）の実施により庁内の連携体制等を検討することあわせて、職員の資質向上を目的とした事例検討を行った。 12回 ・支援機関の役割を相互に理解し、顔の見える関係づくりを促進するため地域福祉関係者向け研修会 56名				

担当課が異なる場合は、見え消し + 朱書きで修正してください。

担当課が異なる場合は、以降の項目は記入不要で

評価基準を確認し、数字を入力

検証理由を記載してください。

現施策内容に変更がある場合は、変更後の内容を記載してください。
変更がない場合は「変更なし」と記載してください。

包括的相談支援事業

				検証内容			
事業名	実施機関	事業内容	担当課	①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
地域包括支援センターの運営	犬山市地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）	高齢者に関する総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの実施（5か所）	高齢者支援課	3	3	高齢者に関する総合相談窓口として一定の機能は果たしているため。	変更なし
障害者相談支援事業	犬山市障害者基幹相談支援センター	障害者に関する総合相談、権利擁護、地域移行・地域定着の促進、地域の相談支援体制の強化の取組みを実施（1か所）	障害者支援課	3	3	相談や訪問など障害者の総合相談窓口としての機能を果たしており、研修などにより地域の相談支援体制の強化等についても、一定の効果があるものと判断できるため。	変更なし
利用者支援事業	犬山市子ども家庭総合支援拠点 R6～犬山市こども家庭センター（児童福祉機能）	保護者の身近な場所における教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整などを実施（3か所）	子育て支援課	3	3	令和6年度に「犬山市子ども家庭総合支援拠点」と「犬山市子育て世代包括支援センター」を機能的に統合した「犬山市こども家庭センター」を設置することにより、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、妊娠早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施できているため。また、子育てに関する相談支援や子育て情報の提供等必要に合わせて実施できているため。	保護者の身近な場所における教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、児童本人や保護者からの相談対応、助言、関係機関との連絡調整などを実施（5か所）
	妊娠・出産・子育てに関する相談窓口（すくすく♥いぬまる） R6～犬山市こども家庭センター（母子保健機能）		健康推進課	3	3	相談件数は伸びていないが、アウトリーチなどの事業でハイリスク者の把握や対象者との関係づくりができているため。	
生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援機関（犬山市暮らし自立サポートセンター）	生活困窮者に関する相談、支援計画の作成、就労支援、地域ネットワーク強化、社会資源の開発を実施（1か所）	福祉課	3	3	生活困窮者の支援、プランの作成が必要に合わせて実施できているため。	変更なし

参加支援事業

				検証内容			
事業名	実施機関	事業内容	担当課	①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
参加支援事業	直営（福祉課）	関係機関と連携して社会とのつながりを作るための支援を実施	福祉課	3	3	関係機関から情報を収集、生活支援コーディネーターをはじめとする地域づくり事業の事業者や協働プラザ運営事業者など地域資源を把握している事業者と連携が実施できているため。	変更なし

地域づくり事業

事業名	実施機関	事業内容	担当課	検証内容			
				①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
地域介護予防事業	直営（高齢者支援課）	スポーツボイス教室などの実施	高齢者支援課	3	3	住民主体の通いの場が充実してきており、活動が継続されるよう後方支援が行われているため。	変更なし
	直営（健康推進課）	各種健康づくり講座の実施	健康推進課	3	3	各種団体と共に、介護予防のための健康教育が実施できているため。	変更なし
	委託（犬山市地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター））	介護予防活動支援事業の実施	高齢者支援課	3	3	地域における活動が継続できるよう後方支援が行われているため。	変更なし
生活支援体制整備事業	委託（一般社団法人和顔の輪）	第1層生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営による地域づくりの実施	高齢者支援課	3	3	市内全域における地域資源の把握等が進んでおり、継続的に課題把握に取り組む体制が整ってきているため。	変更なし
	委託（犬山市地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター））	第2層生活支援コーディネーター（地域づくり担当）の配置及び協議体の運営による地域づくりの実施	高齢者支援課	3	3	各地区における協議体運営が整っており、地域資源の把握等が進んでいるため。	変更なし
地域活動支援センター事業	委託（犬山市身体障害者福祉協会）	身体障害者活動センターふれんどの運営	障害者支援課	3	3	創作活動や機能訓練の場として、障害者者の心身の健康増進などに寄与しているため。	変更なし
地域子育て拠点事業	直営（子育て支援課）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施（犬山市子育て支援センター、さら・さくらつどいの広場、橋爪子育て支援センター、子育て広場「ぼんぼこ」）	子育て支援課	3	3	乳幼児とその保護者への支援、交流の場の提供、また、子育てについて相談、助言ができる体制が整えられているため。	変更なし
地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり事業	直営（福祉課）	関係機関と連携して共助の基盤づくりのための支援を実施	福祉課	3	3	関係機関と連携し、基盤づくりをすすめているため。	変更なし

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業名	実施機関	事業内容	担当課	検証内容			
				①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	直営（市関係課）	既存の会議やネットワークを通じた潜在的な対象者の把握、関係機関と連携した支援体制の構築に、本人との関係づくりに関する支援などを実施	文化推進課	3	3	相談内容によって、関係機関との連携を図っており、講演会や研修会も実施できているため。	変更なし
			健康推進課	3	3	妊婦訪問や産後ケア事業について、事業の評価を随時実施しており、必要時事業の見直しを行っているため。	変更なし

多機関協働事業

事業名	実施機関	事業内容	担当課	検証内容			
				①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
多機関協働事業	直営（福祉課）	ふくし総合相談窓口を中心とした多機関協働による支援体制の構築、課題の整理、支援機関の役割分担などの調整、支援プランの作成、支援の進捗確認などを実施	福祉課	3	3	連携会議（関係課及び社会福祉協議会が出席）の実施による庁内の連携体制等を検討、職員の資質向上を目的とした事例検討が行えたため。 また、支援機関の役割を相互に理解し、顔の見える関係づくりを促進するため地域福祉関係者向け研修会が実施できたため。	変更なし

①成年後見制度の適切な利用を促進します

担当課	自己評価	事業内容	検証内容			
			①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
高齢者支援課	2	経済的な理由や親族の協力が得られないことなどで制度が利用できないことがないよう「犬山市成年後見制度利用支援事業」を実施するとともに、養護者や社会福祉施設従事者などによる虐待を受けていたり受ける恐れがあったりする場合などは、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や障害者基幹相談支援センターなどと連携し、市長申立を行うなど適切に対応します。	3	3	電話や窓口等で適宜成年後見制度に関する相談を受けているため。	変更なし
障害者支援課	3	また、成年後見制度を利用する人の自己決定権を尊重し、個々のケースに応じた適切な運用を図ります。	3	3	総合相談窓口として、成年後見制度の相談等について一定の機能を果たしているため。	変更なし

②地域連携ネットワークの仕組みをつくります

担当課	自己評価	事業内容	検証内容			
			①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
高齢者支援課	2	既存のネットワークを整理・活用するとともに、司法を含む各専門分野の団体との連携体制を構築し、地域全体で支える体制を構築します。	3	3	高齢者あんしん相談センター等と連携して対応しているため。	変更なし
障害者支援課	2		3	3	既存のネットワークの活用とともに、後見人等との連携を図れているため。	変更なし

③中核機関の機能の充実に取り組みます

担当課	自己評価	事業内容	検証内容			
			①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
高齢者支援課	2	地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、広報・啓発活動などにより制度の周知に努めます。また、相談機能や後見人支援機能を果たすことで制度を利用してからのフォロー体制の機能の充実に取り組みます。現在は、福祉課及び高齢者支援課で設置している「犬山市成年後見センター」を中核機関としています。	2	4	相談及び広報機能は概ね実施できているが、市民後見の育成等実施できていない部分もあるため。	中核機関の委託を含め、中核機関の在り方を内部で検討している。
障害者支援課	2		2	4	相談及び広報機能は概ね実施できているが、市民後見の育成等実施できていない部分もあるため。	中核機関の委託を含め、中核機関の在り方を内部で検討している。

犬山市再犯防止推進計画 中間評価

資料1-3

本市の取組

取組	事業内容	担当課	検証内容			
			①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
再犯防止の推進	愛知県の再犯防止推進計画に基づき、犬山保護区保護司会をはじめ関係機関（刑事司法関係機関（検察庁、警察、弁護士会、矯正施設、保護観察所など））と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。	福祉課	3	3	犬山保護区保護司や保護観察所、警察署等と連携し、社会を明るくする運動や講演会等を通じ、再犯防止について広く市民周知できており、引き続き取り組んでいく。	変更なし
		防災交通課	2	3	再犯防止に関する情報収集は進めているものの、現時点では業務への具体的な反映段階に至っていないため、現状維持とした。	変更なし
犯罪をした人の人権についての啓発	犯罪をした人に対する差別的言動などの人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。	福祉課	3	3	社会を明るくする運動を毎年実施し、犯罪をした人の人権について周知できており、引き続き取り組んでいく。	変更なし
		防災交通課	2	3	庁内でポスター貼付やパンフレットやリーフレットを活用した周知を行い、意識の高揚は図っているものの、取組の深化や新たな展開には至っていないため、現状維持とした。	変更なし
地域社会への復帰	自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人を雇用する民間企業（協力雇用主）に対し、入札に際し経営事項評価点に加算を行うことで優遇します。	福祉課	3	3	犬山市更生保護活動事業者入札参加優遇制度を実施し、毎年協力雇用主を登録しており、引き続き取り組んでいく。	変更なし

保護司の取組

取組	事業内容	担当課	検証内容			
			①評価	②検証	③検証理由	④内容（修正後）
再犯防止への取り組みの推進	犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、行政機関等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進めます。	福祉課	3	3	再犯防止に向けた取り組みとして、「社会を明るくする運動」を毎年実施。引き続き取り組んでいく。	変更なし
「社会を明るくする運動」*の実施	犬山保護区保護司会及び犬山市更生保護女性会等の民間協力者と連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。 【「社会を明るくする運動」の主な活動内容】 ・幼稚園児による商業施設での啓発活動の実施 ・作文の募集 ・市内小中学校の訪問など	福祉課	3	3	「社会を明るくする運動」の強調月間である7月に市内商業施設において幼稚園児による啓発活動を毎年実施。また、市内小中学校に対し啓発ポスターの配布や作文の募集、市内中学校の訪問を実施。引き続き取り組んでいく。	変更なし
薬物依存を有する人等への支援	薬物乱用の危険性・有害性を広く周知し、薬物事犯者が再び薬物に手を出さないよう、また、薬物乱用の未然防止のための普及活動及び薬物に関する相談支援を行います。 【薬物乱用防止に向けた取組み】 ・「ダメ、ゼッタイ。」普及啓発運動	福祉課	3	3	産業振興祭において、薬物乱用防止を目的とした「ダメ、ゼッタイ。」普及啓発運動を毎年実施。引き続き取り組んでいく。	変更なし

第1次 犬山市地域福祉計画 ～中間評価報告書～



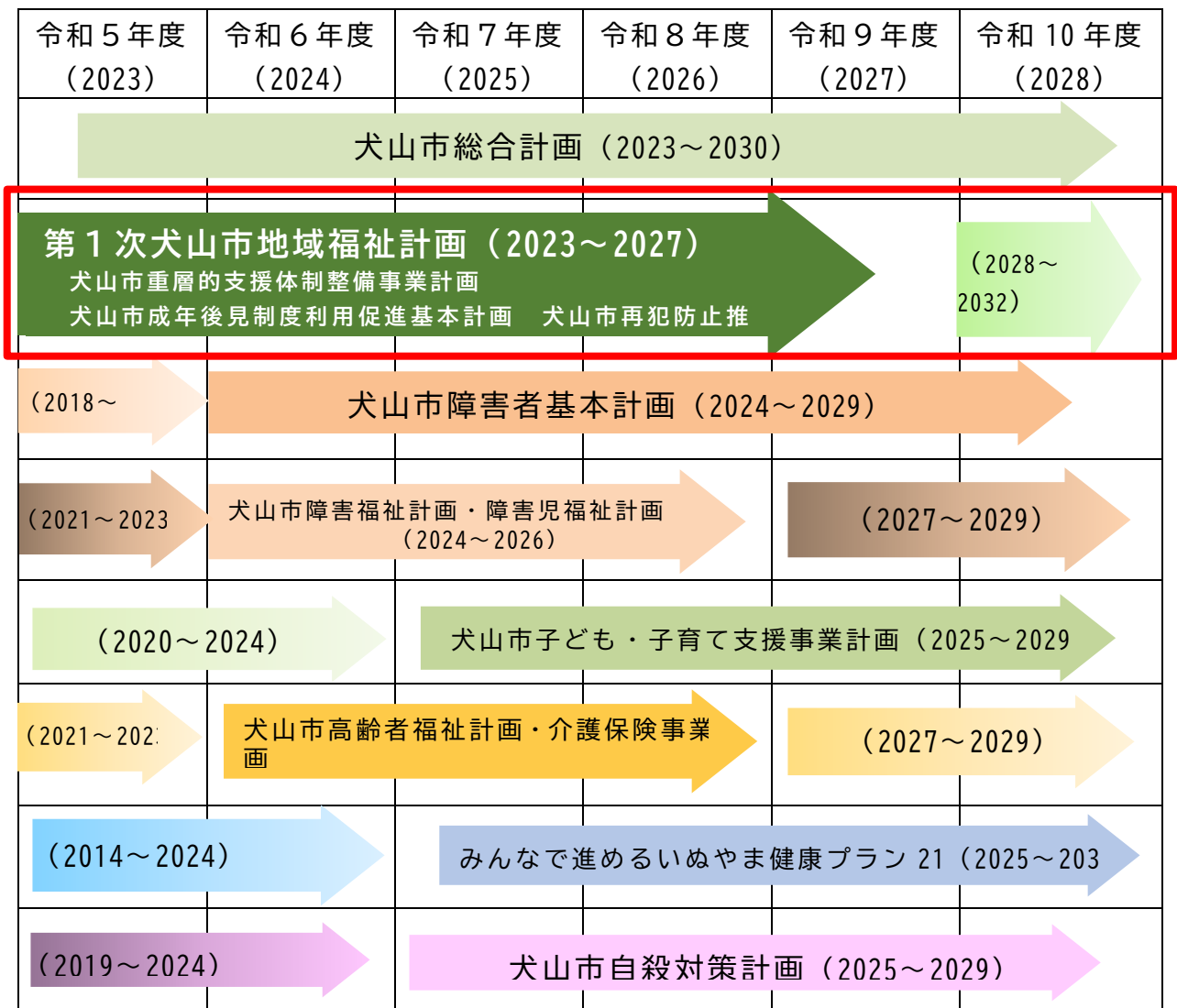
令和8年3月 犬山市

1 計画の位置付け

第1次犬山市地域福祉計画（以下「計画」という。）は、地域福祉推進の主体である市民等の参加を得て生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や、体制などの目標を設定し、「目指す姿」を示す理念計画とし、令和5年3月に策定しました。

本計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的事項」を定める、いわゆる「上位計画」として位置付けられています。

計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、次期の計画の見直しや改善につなげるため、中間年となる令和7年度に中間評価を実施し、最終年には総合的な評価を行うことにしています。



2 基本理念と目標

つながり 支え合い 地域で高めよう "わ"の力

～誰もがいきいきと健やかに暮らすことができるまちを目指して～

目 標

施 策

基本目標Ⅰ 人づくり

福祉の心を育み、地域福祉活動に参加する人をつくりま
す。

- ① 福祉への理解・啓発活動を推進します。
- ② 生きがいや介護予防・健康づくりを推進し
ます。
- ③ 地域福祉の担い手の育成・確保を推進しま
す。
- ④ ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動
を支援します。

基本目標Ⅱ 場づくり

人と人がつながるきっかけ
づくりのために、地域で交流
する機会の創出や拠点づく
りを支援します。

- ① 地域ニーズの把握と地域資源の創出及び
活動の継続を促進します。
- ② 多世代・多文化交流や障害者の居場所づく
りを支援します。
- ③ 参加の機会や働く場を広げ、社会活動を促
進します。
- ④ 社会福祉法人や企業、教育機関などの地域
貢献を促進します。

基本目標Ⅲ しくみづくり

暮らしの環境整備や各分野
の福祉サービスの充実とあ
わせて、必要な人に必要な支
援を繋ぐために、権利擁護の
体制を整えます。

- ① 安心して安全に暮らせるまちづくりを推進
します。
- ② 福祉サービスの充実と適切な利用を推進
します。
- ③ 権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。
- ④ 成年後見制度の利用を促進します。

基本目標Ⅳ つながりづくり

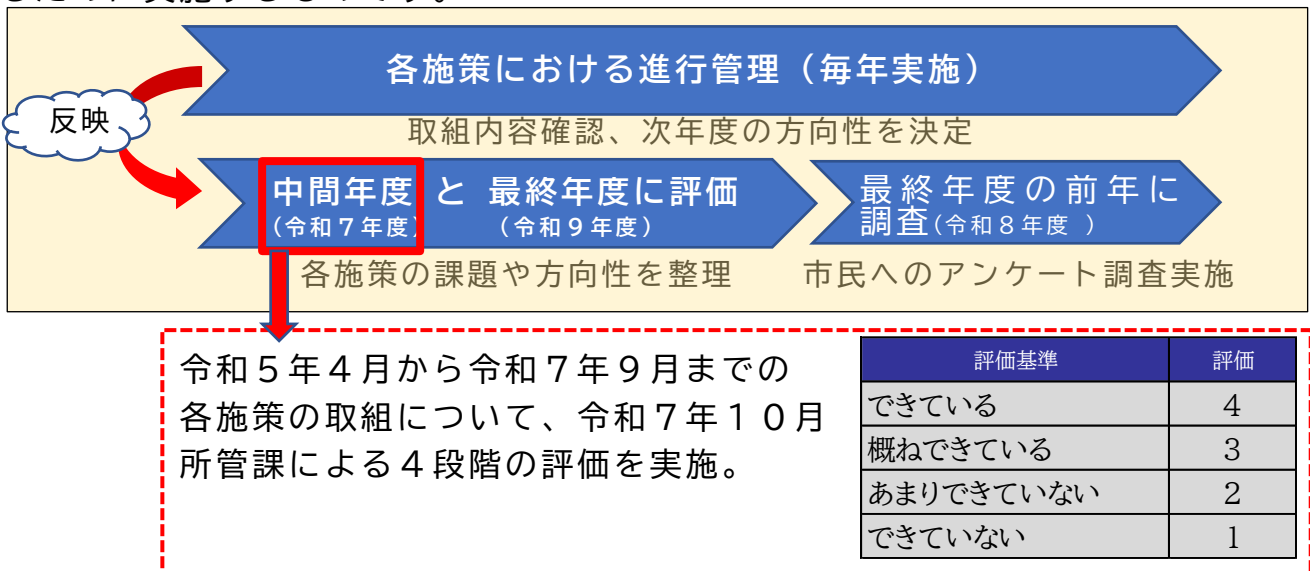
地域共生社会の実現を目指
し、複雑化・複合化する地域
生活課題に対応するために、
包括的な支援体制を整備し
ます。

- ① 世代や属性を超えた包括的な相談支援体
制を整えます。
- ② 多機関協働による支援体制を整えます。
- ③ アウトリーチなどを通じた継続的な支援
体制を整えます。
- ④ 地域資源を活用し、支援が必要な人と地域
とのつながりをつくりま
す。

3 中間評価の目的と方法

本計画は、毎年、各施策の所管課による年次的な進行確認を行うとともに、中間年度及び最終年度に評価・検証を行います。

中間評価の目的は、計画の中間時点での進捗状況や施策の課題を明確化することで、今後2年半の施策の一層の推進を図り、次期計画の改善や見直しにつなげるために実施するものです。



4 中間評価の結果

(1) 結果

本計画は、理念計画であり具体的な目標値（数値）は設定していないため、各施策を推進するための具体的な事業内容の年次的な進行管理や効果からの評価となっています。

基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅳでは、「できている」「概ねできている」をあわせた「できている」の評価が100%となっています。基本目標Ⅲも同様に「できている」の評価が高くなっていますが、「あまりできていない」評価が①安心安全で暮らせるまちづくりの施策でありました。

【基本目標Ⅰ 人づくり】

基本施策	できている 概ねできている	あまりできていない できていない
①福祉への理解・啓発活動	100.0%	0.0%
②生きがいや介護予防・健康づくり	100.0%	0.0%
③地域福祉の担い手の育成・確保	100.0%	0.0%
④ボランティア意識の醸成	100.0%	0.0%

👉ピックアップ👉 「自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上」では、養成講座の名称を伝わりやすい名称に変更するとともに、グループワークを取り入れより具体的な傾聴方法を学べるよう実施しています。

【基本目標Ⅱ 場づくり】

基本施策	できている 概ねできている	あまりできていない できていない
①地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続	100.0%	0.0%
②多世代・多文化交流や障害者の居場所づくり	100.0%	0.0%
③参加の機会や働く場を広げ、社会活動を推進	100.0%	0.0%
④社会福祉法人や企業、教育機関などの地域貢献の促進	100.0%	0.0%

👉ピックアップ👉 障害者の就労に関する施策では、公共職業安定所（ハローワーク）や障害福祉サービス事業所と連携し、障害者雇用促進の周知をはじめ一般就労までの支援や、就労後の定着支援を実施しています。

【基本目標Ⅲ しきみづくり】

基本施策	できている 概ねできている	あまりできていない できていない
①安心して安全に暮らせるまちづくり	97.1%	2.9%
②福祉サービスの充実と適切な利用	100.0%	0.0%
③権利擁護体制整備	100.0%	0.0%
④成年後見制度の利用促進	100.0%	0.0%

👉ピックアップ👉 「権利擁護の推進」では、障害者・高齢者・子どもへの虐待防止に取り組みました。特に、子どもへの虐待防止では「犬山市児童虐待対応マニュアル」を令和6年度に策定し、適切な支援につなげています。一方、障害者及び高齢者を対象とした権利擁護では、市民後見人や法人後見人の取り組み等の体制整備が必要であることがわかりました。

【基本目標Ⅳ つながりづくり】

基本施策	できている 概ねできている	あまりできていない できていない
①世代や属性を超えた包括的な相談支援体制整備	100.0%	0.0%
②多機関協働による支援体制整備	100.0%	0.0%
③アウトリーチを通じた継続的な支援体制整備	100.0%	0.0%
④地域資源を活用し、支援が必要な人と地域とのつながりをつくる	100.0%	0.0%

👉ピックアップ👉 包括的な相談支援体制では、重層的支援体制を構築することで、各種の相談窓口が連携し、世代や属性を問わず対応しています。また、包括的な相談窓口だけでなく、さまざまな地域活動団体との連携により、地域での見守りを実施しています。

(2) 内容の見直し

令和6年度の機構改革に伴う担当課の変更が生じているため、修正するとともに事業の改善等による上方修正や社会情勢や制度改正等に伴う下方修正については、次表のとおり各施策の内容を見直し、次期の計画策定に向け方向性を整理していきませんが、基本目標全体をとおして各施策は概ねできており、施策を転換すべき課題がないことから、現状を維持し、残りの計画期間の施策を進めます。

【内容の見直しを行う施策】

令和8年3月末時点

基本目標Ⅰ 人づくり	①福祉への理解・啓発活動を推進します。	
施策	担当課	④内容（見直し）
市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進	障害者支援課※	市民活動やボランティア活動を推進し、障害のある人との交流を通じて市民の障害への理解を促進し、地域での協力体制を構築します。また、福祉ボランティアの養成と確保を行うために養成講座の開催を支援します。
基本目標Ⅰ 人づくり	③地域福祉の担い手の育成・確保を推進します。	
施策	担当課	④内容（見直し）
救急・救助体制の充実	消防署	高度で専門的な知識・技術を備え持った隊員の育成と適切な配置、設備や資器材の整備を進めるとともに、講習会等を通じて市民の防災と救急知識、技術の向上を図ります。
基本目標Ⅱ 場づくり	①地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続を促進します。	
施策	担当課	④内容（見直し）
専門機関での療育・教育の実施	障害者支援課※	就学前の乳児・幼児の発達支援において、保護者と共に個別対応の支援を提供します。特別支援教育において、関係機関と連携し、障害を持つ児童性との自立を支援すると共に、犬山市青少年センターを中心に子どもや若者の支援を実施します。
基本目標Ⅱ 場づくり	②多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します。	
施策	担当課	④内容（見直し）
農業にふれ親しむ機会の確保	産業課	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や農業体験等の取組の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。
基本目標Ⅲ しきみづくり	①安心で安全に暮らせるまちづくりを推進します。	
施策	担当課	④内容（見直し）
防災対策・災害時支援	障害者支援課	災害時に被害を最小限に抑え、障害のある人が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制を充実します。また、高齢者や障害のある人などの要配慮者のため、福祉避難所となる場所をあらかじめ決めておき、有事において避難所の運営が円滑にできるよう受入の準備や環境整備を進めます。

水道施設の更新、適切な維持管理	水道課	水道施設について、計画的に更新と耐震化を行うとともに、適切な維持管理を進めます。また、管路漏水調査を計画的に行い、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図ります。
下水道等の整備推進、適切な維持管理	下水道課	都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきます。下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行い、効率的な事業運営を図ります。
基本目標Ⅲ しくみづくり	②福祉サービスの充実と適切な利用を促進します。	
施策	担当課	④内容（見直し）
ニーズに合った福祉サービスの提供	障害者支援課	地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援を提供します。また、障害のある女性や子ども、高齢者などの複合的に困難な状況に置かれた障害のある人へのきめ細かい配慮に努めていきます。さらに、障害福祉サービス事業所等への適切なサービス提供に向けての指導を通じ、障害福祉サービスの質の向上に努めます。
経済的支援	障害者支援課	障害のある人とその家族に対する経済的な支援や相談支援を充実します。
地域子ども・子育て支援事業の推進	子育て支援課 子ども未来課 健康推進課	国が定める事業を適切に実施することで、地域の子育て世帯が安心して子育てができる環境を整えます。
基本目標Ⅲ しくみづくり	③権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。	
施策	担当課	④内容（見直し）
権利擁護の推進	障害者支援課	障害のある人の権利擁護のため、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と協力し、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を活用して財産管理を支援すると共に、虐待防止のために保健・医療・福祉関係者が連携して意識醸成と早期発見に努めます。
要保護児童対策の充実	子育て支援課	こども家庭センターの運営及び家庭支援事業の実施を適切に行うことで、妊娠期から子育て期の世帯に対して包括的かつ継続的な支援体制を構築し、児童虐待の防止・適切な対応に努めます。

（３）今後について ～犬山市地域福祉推進委員会からの意見～

本計画は、市の既存施策（事業）の中から地域福祉という概念に関連づけられるものを抽出し網羅的に再整理したもので、必要があって施策化されている各事業が適切に進められていることは評価できる状況です。一方、市民にとって、地域福祉との関連性が実感しにくい事業があったり、所管課においては地域福祉との関連性の認識に温度差がある場合もあり、各事業が広義の地域福祉につながるという認識を、引き続き関係者間で適時共有していくことが必要です。

また、基本目標Ⅲの「権利擁護体制整備」は、虐待対応に関わらず、弱い立場にある市民やハンディを抱える市民の人権にまつわる課題でもあるため、関係機関との連携強化を含め実効性のある対応が求められます。また、「成年後見制度の利用促進」は、民法の改正を含んだ国の政策動向を注視しながら、本市のあり方について、具体的に検討を進めることを望みます。加えて、近年、社会問題として認知されている身寄りのない高齢者の支援（「高齢者等終身サポート事業」）が、新たに第二種社会福祉事業において営まれようとしている動向も見据えながら、次期計画につながることを期待しています。

なお、本計画は、理念計画であり具体的な目標値（数値）は設定していないため、各施策を推進するための具体的な事業内容の年次的な進行管理や効果からの評価となることから、今後も会議体における対話と意見交換によって検証していく必要があります。

5 おわりに ～つながり支え合う地域社会へ～

社会経済情勢が目まぐるしく変わり、これまでの社会保障制度では解決できない複合化・複雑化した生活課題が増えている昨今ですが、私たちが「地域で暮らす」という営みは変わりません。

国が掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、本市に住む誰もが住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らし続けられるまちを目指すには、公的サービスの充実だけでなく地域の多様な主体がつながって参画する「地域力の強化」が必要です。

本計画は、市民や地域の様々な団体と行政が一丸となって地域福祉を推進するための羅針盤となるよう、市民や地域の様々な団体からいただいた意見を反映させています。

この度の中間評価を踏まえ、引き続き計画を推進し、第2次犬山市地域福祉計画へとつなげていきます。

犬山市地域福祉計画
犬山市重層的支援体制整備事業計画
犬山市成年後見制度利用促進基本計画
犬山市再犯防止推進計画

発行：犬山市健康福祉部福祉課
犬山市大字犬山字東畑 36 番地
電話 0568-44-0319
FAX 0568-44-0364
Eメール 030100@city.inuyama.lg.jp

発行年月：令和5（2023）年3月
計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

犬山市地域福祉活動計画
（犬山市社会福祉協議会策定）

社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
犬山市松本町四丁目 21 番地
電話 0568-62-2508
FAX 0568-62-9923
Eメール ihukusi@gld.mmtr.or.jp

計画全体版
（市ホームページ）

